

九州大学生体防御医学研究所標本作製受託規程

令和 2 年度 九大規程 第 5 0 号

制 定：令和 3 年 3 月 1 5 日

(趣旨)

第 1 条 九州大学生体防御医学研究所（以下「研究所」という。）において受託する研究用の標本作製（以下「標本作製」という。）について、必要な手続及び料金の額等は、この規程の定めるところによる。

(標本作製委託資格)

第 2 条 標本作製を委託できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 研究所の教職員
- (2) 研究所の教職員と共同研究を行う者
- (3) その他研究所の研究推進ユニット長が特に適当と認めた者

(標本作製委託の手続)

第 3 条 標本作製を委託しようとする者は、所定の申込書により研究推進ユニット長に申請し、その許可を得なければならない。

(標本作製料)

第 4 条 標本作製を委託する者は、別表に掲げる標本作製料を納付しなければならない。

(徴収方法)

第 5 条 前条に規定する標本作製料は、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込により、所定の期日までに支払わなければならない。

2 既納の標本作製料は、原則として返還しない。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、標本作製の受託に関し必要な事項は、生体防御医学研究所長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

標本名	単位	標本作製料 (円)	
		本学管理の経費	左記以外の経費
パラフィン浸透	1 カセット	1 4 0	2 0 0
ブロック作製	1 ブロック	1 0 0	1 9 0
薄切	1 枚	8 0	1 5 0
HE 染色	1 枚	2 1 0	3 8 0